

【八頭町】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	1,114	1,067	1,039	1,041	974
② 予備機を含む 整備上限台数	0	1,227	-32	-29	-106
③ 整備台数 (予備機除く)	0	1,067	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	1,067	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	160	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	160	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	13.04	0	0	0

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和2年度に調達、令和3年度から利用開始した端末について、令和7年度に児童生徒全員分を調達、令和8年度から利用開始することにより更新を行う。

予備機については、上限台数まで整備することによって不具合による使用不可期間を短縮することが出来、また転入者などへの対応もスムーズに行うことが出来る。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

再利用が可能な端末は、授業の際の補助端末として使用するなど学校現場における様々な業務用端末として活用する。

再使用できない端末や再使用後の端末については、関係法令に基づき、確実に国内で再資源化するよう適切な手続による処分を行う。